

Ⅱ 地域クラブ活動方針

1 部活動改革の基本的な考え方・方向性

(1) 改革の理念

- ア 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠です。
- イ 学校主体の部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要です。
- ウ 障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要です。

- ・部活動改革に当たっては、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮することが必要です。
- ・部活動改革を機に、中学校等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であり、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが期待されます。
- ・部活動の地域展開等を通じて、子どもや大人、高齢者や障がい者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることも期待されます。

(2) 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）

部活動の「地域展開」と「地域連携」それぞれの内容は、以下のとおりです。なお、「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」とします。

「地域展開」	生徒のスポーツ・文化芸術活動を、学校主体の部活動から地域主体の地域クラブ活動へと転換し、地域全体で支えること。 ※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更 ※地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要
「地域連携」	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

(3) 改革の方向性

①基本の方針

ア 中学校等を設置する市町等が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進めることが重要です。

イ 県においては、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、市町等に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを行うことが重要です。

②改革期間および取組方針（休日・平日）

・改革期間

ア 令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とします）。

イ 前期の終了時に、国において「中間評価」を実施。その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進。

・取組方針

【休日】

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指します。

※地域の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。

※現時点で着手していない市町においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。

※中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進。

【平日】

各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、市町が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等が行われるため、市町において地域の実情等に応じた取組を実施。

※前期の間、国において実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を策定し、更なる改革を推進。

③留意事項

ア 地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要です。

イ 地理的要因や指導者不足といった事情、市町の財政事情等に関わらず、安定的・継続的に必要な改革を進められるようにすることが重要であり、デジタル技術の効果的な活用、国・県・市町等の支え合いによる公的支援が必要です。また、持続可能な運営の観点から、民間企業等との連携や寄附等の活用などを有効に組み合わせることも重要です。

ウ 家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うことが必要です。

エ 部活動改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつつ一丸となって取組を進めることが重要です。

・これから改革に取り組む市町においては、早急に、生徒のニーズや実態の把握等を行った上で、協議会の設置や推進計画の策定等の体制整備・方針策定に取り組み、その際、生徒のニーズが高い競技種目等、関係団体等との調整が整った競技種目等から段階的に地域展開を進めていくことも考えられます。

- ・市町において取組を進めるに当たっては、改革の理念を実現し、地域展開等を着実に進めることが重要であり、その実現のための具体的手法については、地域ごとの実情等に応じた多様な形態が想定されます。
- ・市町において、改革の方針を決定した場合には、その理由や、改革の全体像、段階的に改革を進める場合のロードマップ等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行うことが必要です。

2 地域クラブ活動の在り方および認定制度

(1) 地域クラブ活動の在り方

- ア 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要です。
- イ 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要です。

学校部活動が担ってきた教育的意義の例

- ①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例

- ①生徒のニーズに応じた多種多様な体験(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。)
- ②生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥学校段階にとらわれない継続的な活動(引退のない継続的な活動)および地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

- ・地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すること。

- ・学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること。

(2) 地域クラブ活動に関する認定制度

地域クラブ活動に関する認定制度の趣旨および理念と認定要件(モデル)は、以下のとおりです。詳細については、巻末「認定要件および確認事項」を参照。

①趣旨

ア 部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、県が本ガイドラインおよび方針により示す認定要件のモデルおよび国が示す認定手続等に基づき、市町等において認定を行う仕組みを構築します。

イ 認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称します。

※認定要件に沿って、市町等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなします。

②想定される認定の効果

ア 生徒・保護者等に対する市町等による情報提供

イ 地域クラブ活動の運営等への公的支援

(財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)

ウ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可

エ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加(市町における交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等)

③理念について

～ 三重県の地域展開に対する考え方 ～

- 子どもたちが目的や関心に応じて活動を選択でき、主体性を育むことができる学びの場であるとともに、心身の健やかな成長と自立が促され、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむための土台をつくる場として発展させることをめざす。
- 子どもたちが幅広い世代の人々と豊かに交流することで、地域への愛着を持ち成長できる場となるよう、地域全体で関係者が連携して発展させることをめざす。

④認定要件のモデルについて

【認定要件のモデル】

- ①三重県における地域クラブ活動の理念に賛同していること
 - ②国・県・市町の定める「部活動ガイドライン等」および「地域クラブの在り方に関する方針等」に準じた活動を行っていること
 - ③営利を活動の主たる目的とせず、活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費を設定していること
 - ④公認指導者資格を有している、または市町が基準として示すコンプライアンス研修等を受講している指導者が携わり、生徒の人権を尊重した活動を行っていること
(日本版 DBS[学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等のための措置に関する法律]の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等)
 - ⑤生徒の健康、安全を第一に考え、熱中症や落雷等の事故防止に努め、活動中の事故やトラブルに対する責任者が明らかであること
 - ⑥団体の規約等に基づいた運営がなされ、公正かつ適正な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を適切に行っていること
 - ⑦活動状況や年間計画等について、定期的に生徒の在籍校および市町と情報共有等を行っていること
 - ⑧暴力・ハラスメント等の相談窓口を、生徒や保護者へ積極的に周知していること
- ※円滑な実施の観点から、一定の経過措置を設定
(原則として令和8年度末まで)
- ※市町等が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意

⑤認定手続き等

ア 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市町等に提出。市町等は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施。

イ 認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市町等において設定。

ウ 市町等は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施。

※特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底すること。

3 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

(1) 推進体制の整備

①市町における体制整備

ア 市町において、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要です。

イ 地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要です。

ウ 市町等は、幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知することが求められます。

②国・県・市町等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

国	<ul style="list-style-type: none"> ・地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針等を示すとともに、好事例の収集・普及や、市町に対するきめ細かな支援等を実施 ・周知・広報や関係団体等・大学・民間企業との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施
県	<ul style="list-style-type: none"> ・広域自治体としてリーダーシップを発揮し、県全体としての改革方針を示すとともに、市町等に対するきめ細かな支援を実施 ・一つの市町等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施
市町等	<ul style="list-style-type: none"> ・改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施 ・特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧実施
地域クラブ活動の運営団体・実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施 ・「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施 <p>※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が重要</p>

③地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、下記のとおり、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが重要です。

ア 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。

特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ることが考えられます。

イ 地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行うことが考えられます。

ウ 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行うことが考えられます。

- ・ 活動方針・活動状況等の共有に当たっては、ICT や既存の協議会等を活用するなど、学校の負担軽減に留意すること。
- ・ 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、学校と地域クラブとの連携等に関する記載が新設されていることにも留意すること。

<学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要>

○学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設

（中学校・特別支援学校（中学部））

地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して、以下の内容を総則編および保健体育編に明記。

- ①学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ②特に、平日と休日では指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

④関係団体等・大学・民間企業との連携

i) 基本的な考え方

ア 部活動改革を円滑に進めるためには、市町が、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要です。

イ その際、特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となるところ、行政側のみで全ての課題解決を図ることは困難であり、そうした各種の資源等を有する関係団体等（※）、大学、民間企業の協力を得ることが不可欠です。

ウ 関係団体等、大学、民間企業と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることも期待されます。

エ 持続的な形で連携・協働を推進するためには、協定の締結等により連携の枠組みを明確化することや、関係団体等、大学、民間企業にとってもメリットが感じられるようにすることも考えられます。

※地域クラブ活動の実施に当たっては、体育館、公民館、コミュニティセンター、音楽ホール、美術館等の社会教育施設等との連携も重要です。

<関係団体等・大学・民間企業にとってのメリットの例>

<関係団体等>

- ・スポーツ・文化芸術活動の実施者の裾野拡大
- ・多世代での交流等を通じたスポーツ・文化芸術全体の振興 等

<大学>

- ・地域における大学の認知拡大
- ・指導等の実践を通じた知見集積
- ・研究等へのフィードバック
- ・指導者や教師等を目指す大学生への実践機会の提供による人材育成 等

<民間企業>

- ・CSR（企業の社会的責任）の一環としての地域貢献
- ・地域における企業の信頼性向上
- ・自社ブランドやサービスの認知拡大
- ・人材採用・定着に関する好影響
- ・社内人材への活躍・育成機会の提供 等

ii) 関係団体等・大学・民間企業に期待される主な役割

<p>関係団体等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の育成に係る研修会の実施 ・専門的指導者・運営人材等の派遣 ・各競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及 ・活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供 ・団体の所有する施設の貸出し、用具・物品等の提供 ・大会運営等への参画や新たな大会の開催 ・体験会・イベントの開催 等
<p>大学</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の育成に係る研修会の実施 ・大学生や大学教員の指導者・運営人材等の派遣（事前指導、派遣先との調整等を含む。） ・大学生の参加促進に向けた地域クラブ活動における指導の単位認定等 ・大学施設の貸出し ・大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施 等
<p>民間企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的支援（寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー、収益還元型の自動販売機等） ・指導者・運営人材等の派遣（社内制度の整備による短時間勤務制度の導入や副業促進等を含む。） ・企業等の所有する施設の貸出し、用具・物品の提供 ・運営・管理等に関するノウハウや活動プログラムなどの提供 ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担うこと 等

iii) 協力促進のための主な取組

ア 地域展開等の検討段階からの関係団体等・大学・民間企業の参画促進（協議会への参画等）

イ 市町・地域クラブ活動と大学・民間企業等をつなぐ専門人材の配置

ウ 企業等による連携体制の構築

（例）「ブカツ・サポート・コンソーシアム」（令和6年9月設立）

日本郵政株式会社と公益財団法人日本スポーツ協会とのパートナー契約締結

エ 企業等へのインセンティブ付与

（例）練習着や備品・冊子等への企業名掲載、ネーミングライツ、表彰制度
公共事業等の審査における加点、協力企業等のスポーツチーム等に対する公共施設の優先利用

(2) 各種課題への対応

①運営団体・実施主体の整備等

i) 基本的な考え方

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、市町等による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行うことが必要です。市町が運営団体・実施主体による地域クラブ活動の運営の状況等を把握しつつ、持続的・安定的な運営に向けたサポートをきめ細かく行うことなども重要です。

イ 特に、地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT 等を活用した運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることが望ましいと考えられます。

※国において作成予定の地域クラブ活動の創設・運営等に係るガイドブックも参照。

ii) 具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市町による地域クラブ活動の運営に関する相談・助言窓口等のサポート体制の整備 ・市町による会計・税務処理や労務管理、個人情報取り扱い、ガバナンス、マネジメント等に関する研修機会の確保 等
組織体制・財政基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠した運営（法令等に基づく事業運営、公正かつ適切な会計処理など） ・公益財団法人日本スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録制度および認証制度（部活動の地域展開タイプ）の活用 ・活動の維持・運営に必要な適切な額の参加費等の設定 ・多様な財源の確保（協賛企業の獲得、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の活用等） 等
ICT 活用による運営業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の指導者や参加者との連絡・調整、参加者の出欠、活動の実施報告へのコミュニケーションアプリ等の活用 ・参加費等徴収や指導者への報酬支払等の会計業務等における ICT の活用 ・ICT の活用による各種運営業務の一元的な管理の検討 等

②指導者の確保・育成

i) 基本的な考え方

- ア 地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠です。
- イ 部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要です。
- ウ 指導者の確保に当たっては、人材バンクの活用を通じて地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進することも重要です（詳細は、P41「教師等の兼職兼業」を参照）。

<想定される人材の例>

【地域スポーツクラブ活動】

総合型地域スポーツクラブの指導者、スポーツ少年団の指導者、競技団体の指導者、アスリート、スポーツ推進委員、大学生（特に体育・スポーツ系および教員養成系、卒業生を含む。）、退職教職員、教職員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間スポーツクラブの指導者、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業）、教員免許所有者、SEA・CIR（JETプログラムによるスポーツ国際交流員・国際交流員）、武道関係者等

【地域文化クラブ活動】

アマチュアでの活動者、アーティスト、大学生、退職教職員、教職員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間の文化芸術関係の指導者、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業）等

ii) 具体的な取組内容 (例)

項目	主な取組例
多様な人材の発掘・マッチング・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県による人材バンクの運用等（幅広い関係者への登録依頼やマッチング支援、民間企業等に対する短時間勤務制度や副業制度などの柔軟な勤務制度の導入依頼等を含む。） ・ 指導補助や見守りなど活動をサポートする人材を募集し、幅広い人材に協力が得られる仕組みを整備 ・ 市町と大学との組織的な連携を通じた大学生や大学教員の活用促進 等
適切な資質・能力の保障、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町や大学・関係団体等による研修会（オンラインの積極的な活用）の開催（P10「部活動指導員に対する研修内容（例）」に沿った研修の実施） ・ 公認スポーツ指導者資格等の取得促進等 ・ 地域クラブ活動を支える多様な指導人材が学び続けることのできる仕組みづくりや資格の取得を目指す環境整備 ・ 経験豊富な指導者とペアで指導を行う OJT の推進 ・ 地域クラブ活動の方針や生徒の志向等に応じた参加者の安全確保や見守りに重点を置いた研修の実施 ・ 国における指導の手引き等の作成・普及 ・ 女性アスリートの健康課題等に関する指導者等の理解促進や予防に向けた取組の実施 ・ 障がいの有無等を含めたスポーツ実施者の特徴を踏まえた多様な指導方法の習得 ・ 指導者に対する適切な処遇の確保 等
平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校との間での活動方針等の共有 ・ 指導者同士での定期的な情報共有（ICT・アプリの活用を含む。） ・ 学校関係者と地域クラブ関係者による合同研修会の開催 ・ 共通の指導者による指導（兼職兼業の教師や部活動指導員による地域クラブ活動の指導、地域クラブ活動の指導者を部活動指導員に任用） 等
ICT の効果的活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル技術を活用した遠隔指導、デジタル動画を活用した自主学習 ・ デジタルと対面での指導の最適な組み合わせ 等

③活動場所の確保

i) 基本的な考え方

- ア 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会教育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域クラブ活動を行う場所を十分に確保していくことが不可欠です。
- イ 今後、地域クラブ活動の増加に対応していくためには、学校施設等の更なる利用の促進に加え、学校における働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組むことが必要です。
- ウ その際、特に、学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要であるとともに、社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりにつなげていくことも重要です。

ii) 具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
活動場所の確保 (学校施設等の有効活用)	<ul style="list-style-type: none">・ 中学校をはじめ、小学校や高等学校、特別支援学校、大学、廃校施設に加え、公共のスポーツ施設、社会教育施設、民間企業、大学等が保有する施設等の活用促進・ 認定地域クラブ活動に対する学校施設等の優先利用・使用料減免等・ 学校体育施設等の夜間照明の整備・活用、用具等の保管スペースの確保・ 学校施設や学校備品等の活用に関する規程の整備 等
活動場所の管理運営の効率化等	<ul style="list-style-type: none">・ ICTの活用による予約システムの構築・ 予約システムと連動したスマートロックの導入、キーボックス等による鍵の受け渡しの負担軽減（休日の地域クラブ活動の実施に当たり教職員が出勤しなくてよい仕組みの構築等）・ 学校施設の管理における指定管理者制度や業務委託の活用・ 地域住民との共同利用や公共施設の有効活用を実現するための学校施設の複合化 等

④活動場所への移動手手段の確保

i) 基本的な考え方

- ア 地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手手段の確保が必要です。その際、障がいのある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が重要です。
- イ 活動場所への移動手手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが重要であるとともに、地域公共交通との連携等の観点から、市町における交通部局と教育部局およびスポーツ部局・文化芸術部局等が密接に連携しつつ対応することが必要です。
- ウ 教育・スポーツ・文化分野以外でも、例えば、介護・福祉分野や医療分野など地域における移動手手段の維持・確保が課題となっている政策分野があることから、多様な分野の関係者が連携・協働していくことも重要です。

ii) 具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
既存の送迎車両の有効活用	・スクールバスやスポーツ団体等のマイクロバスの活用等
地域公共交通との連携等	・地域公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動の実施 ・地域公共交通の運行ダイヤの見直しの検討 ・地域公共交通の利用料への補助 ・AI オンデマンド交通等の新技術や自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の仕組みの活用 等
多様な政策分野との連携・協働等	・介護施設や、病院、商業施設等への送迎への混乗 ・市町における送迎事業（複数）の一括委託 等

⑤生徒の安全・安心の確保

i) 基本的な考え方

- ア 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動です。そのため、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を適切に実施し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境づくりを進めていく事が重要です。
- イ 基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度および指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保に向け、着実に取り組んでいくことが重要です。これらの制度が効果的に運用されるよう、国が作成する指導の手引き等の活用

や、市町や地域クラブ活動の運営団体等において相談窓口の積極的な周知なども進める必要があります。

- ウ また、市町や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在をあらかじめ共有しておくことが大切です。万が一事故等が発生した際には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが求められます。
- エ さらに、怪我等への備えとして、生徒および指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底することも重要です。

※先般のスポーツ基本法改正において、暴力等の防止に関する規定（第29条）が新設されたことも踏まえながら、国、県、と市町、関係団体等がそれぞれの役割を果たしながら、必要な対策に取り組んでいくことが重要です。

【参考】スポーツ基本法（令和7年度改正後）（抄）

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び市町は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

ii) 具体的な取組内容 (例)

項目	主な取組例
<p>事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止</p> <p>※公益財団法人日本スポーツ協会等を中心に関係団体が一体となって進めている「NO！スポハラ」活動と連動して取組を進めることも重要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者・保護者・生徒等への研修・普及啓発等の推進（関係者の共通理解の向上） ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体における組織的な体制整備（スポーツドクター・有資格のトレーナー・弁護士・学校医、医療機関等との緊密な連携等を含む。） ・過度な練習等の防止や適切な活動環境の確保（熱中症や脳震とうの防止対策等を含む。） ・公益財団法人日本スポーツ協会等に設置された暴力等に関する相談窓口の活用促進 ・市町等が相談を受け付け対応する仕組みの構築 ・国における指導の手引き等の作成・普及 等
<p>責任の所在の明確化、事後対応・再発防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町等や地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化 ・事案発生時の対応等について定めた緊急対応マニュアルの作成、職員・指導者等への周知徹底 ・市町等の担当者や専門家等を交えた事案の分析および再発防止策の検討・策定 ・地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））への加入 等
<p>生徒および指導者の保険への加入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの）への加入 等

iii) 特に留意すべき事項

- ・ 事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等の徹底、不審者、災害発生時等の対応については、学校の内外や国公立・学校種、スポーツ・文化芸術や種目等の別を問わず、共通して取り組まれることが重要であること。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等については、指導者はもとより、保護者・生徒等に対する研修・普及啓発等も推進し、関係者の共通理解の向上を図ること。特に、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月文部科学省）において示された、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が十分に理解されるようにすること。
- ・ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められること。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- ・ 近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、職員・指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。
- ・ 事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応すること。個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応を行うこと。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行うこと。

※地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体および賠償制度・保険の取扱いについては、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の、別冊資料②「部活動の地域展開等に関する参考資料」を参照。

⑥障がいのある生徒の活動機会の確保

i) 基本的な考え方

ア 障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障がいがある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めることが重要です。

イ また、指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障がいがある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開することが重要です。

ウ 学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、受入れ側の障がいの状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携が必要です。

ii) 具体的な取組内容 (例)

項目	主な取組例
多様な地域の関係者の参画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のスポーツクラブ・文化芸術関係クラブ、障がい者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等、多様な地域の関係者の参画 等
指導者の資質能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ庁が作成した障がいのある人へのスポーツ指導等の際に参考となる「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」等を活用した指導者の資質・能力の向上（特に、障がいのある生徒への指導を専門としない指導者等） ・公認パラスポーツ指導者資格等の取得促進 等
新たなスポーツ・文化芸術活動機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、学校部活動が行われていない場合（障がいのある生徒が、特別支援学校や中学校において学校部活動に参画する機会がないケース）における、新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供 ・既に学校部活動が行われている場合（障がいのある生徒が、中学校において現に他の生徒とともに学校部活動を行っているケースや、特別支援学校において学校部活動を行っているケース）における、運営団体・実施主体における障がいのある生徒の受入れ 等

(3) 生徒のニーズの反映および地域クラブ活動への参画促進等

i) 基本的な考え方

- ア 部活動の地域展開等に当たっては、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行うことが重要です。その際、特に、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒、スポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しみたい生徒等を含め、多様な生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備することが重要です。
- イ そのためには、アンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒等の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動に反映させることが重要です。また、活動開始後も、満足度や課題感に関して定期的にアンケート調査等を行うことで、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努めることが重要です。
- ウ 生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるようにするためには、市町および地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者に提供することが必要です。その際、確実かつ円滑な情報提供等のためには、小学校・中学校等と密接に連携しながら対応することが重要です。
- エ さらに、地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、異年齢集団のよさを生かし、目標や活動を生徒同士で話し合っ決めてたり、活動を改善する工夫を行ったりするなど、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップなどを育み、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長、自己表現などにつなげることも重要です。
- オ そうした参画により、生徒にとって所属するクラブがより魅力的なものとなるとともに、将来的に、生徒が指導者やスタッフとして地域クラブ活動の運営に携わることにつながり、人材の好循環が生まれることも期待されます。

ii) 具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
生徒等のニーズの把握・反映	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒・保護者等へのアンケート調査の実施およびその結果に基づく活動の構築・改善 ・生徒同士で取り組みたい活動等について議論するワークショップの開催 等
地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校高学年や中学生等を対象とした体験会の開催 ・中学校等の入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの開催 ・ポータルサイトやアプリなどによる地域クラブ活動に関する一元的な情報提供 ・地域の行事等における発表会等の機会の提供 ・ポスター・チラシ・動画等による広報活動 ・定期的な説明会・シンポジウム等の開催 等
生徒の地域クラブ活動の運営等への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒同士による活動目標・活動計画、役割分担等の話し合い ・生徒による新入生や小学生向け体験イベントや説明会等の運営 ・生徒が中学校等の卒業後も地域クラブ活動に参加したり、将来的に地域クラブ活動の運営等に関わる仕組みの構築 等

iii) アンケート調査において把握することが想定される事項の例

<p>【地域クラブ活動の検討段階（事前アンケート）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校部活動等でのスポーツ・文化芸術活動の状況 ②地域クラブ活動の種目・活動内容の希望 ③地域クラブ活動の活動時間・活動日数の希望 ④地域クラブ活動への参加目的（身に付けたい資質・能力を含む。） ⑤地域クラブ活動への不安・懸念 ⑥地域クラブ活動の指導者に期待すること 等 <p>【地域クラブ活動の開始後（フォローアップ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域クラブ活動の満足度 ②地域クラブ活動に参加してよかったこと（自らの成長等を含む。） ③地域クラブ活動の課題・改善点・困りごと ④地域クラブ活動の継続意欲 ⑤中学校等の卒業後のスポーツ・文化芸術活動の継続意欲 ⑥将来的な地域クラブ活動の運営・指導への参画希望 等
--